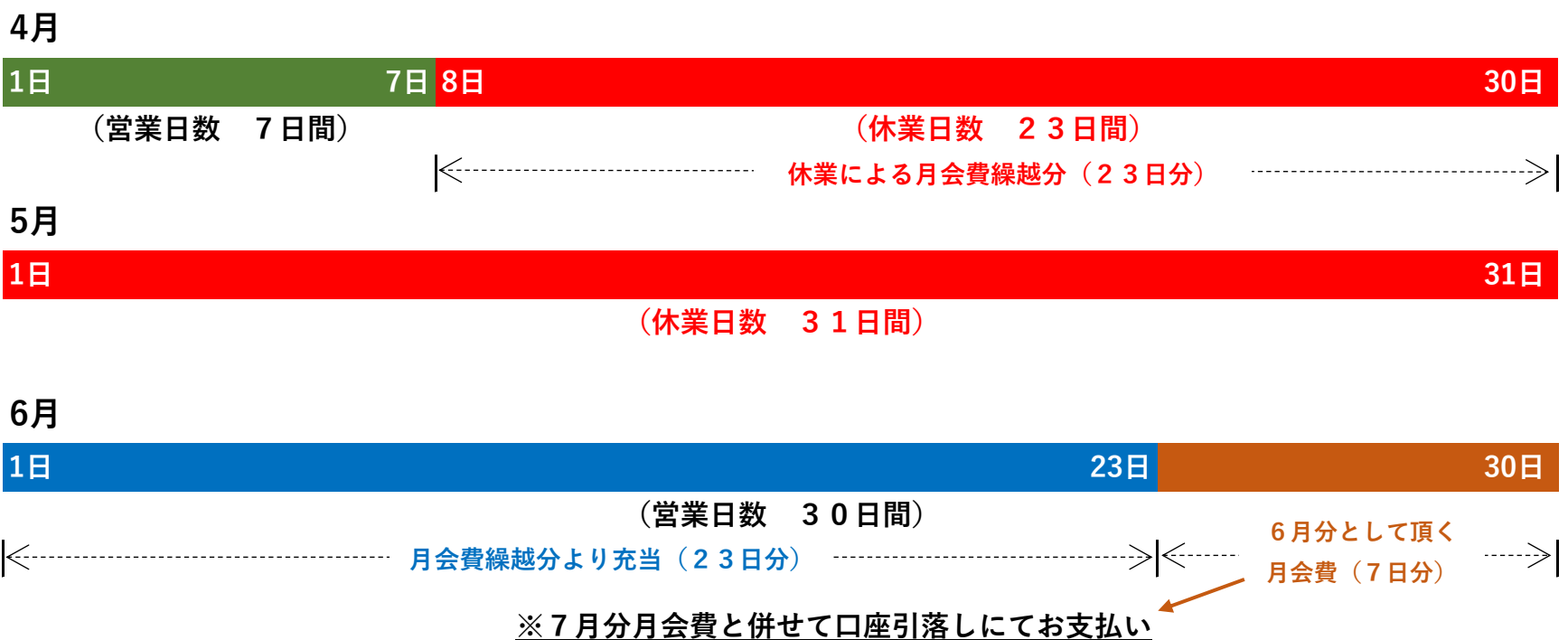


4月分月会費の取扱いについて

4月分の月会費については、当倶楽部休業日数に応じた日割り相当分を営業再開後の月会費に充当させていただきます（休会料除く）。尚、5月分月会費は口座引落処理を停止しております。

以下に会費の取扱いにつきまして、図で説明させていただきますのでご確認宜しくお願い申し上げます。

《4月分月会費の取扱い》



例：月会費15,000円（消費税抜き）の会員様の場合	4月分会費（7日間）	・・・	3,500円
	5月分会費（全休）	・・・	0円
	6月分会費（23日間）	・・・	11,500円
	6月分として頂く会費（7日間）	・・・	3,500円

尚、チケット会員様につきましては、利用期限を2か月延長とさせていただきます。